



娯楽としての犯罪報道 19世紀中期ドイツにおける新聞の一側面

著者	細川 裕史
雑誌名	独逸文学
巻	61
ページ	115-132
発行年	2017-03-20
その他のタイトル	Kriminalnachricht als Unterhaltung -Eine Seite der deutschen Zeitung in der Mitte des 19. Jh. -
URL	http://hdl.handle.net/10112/10866

娯楽としての犯罪報道 19世紀中期ドイツにおける新聞の一側面

細川 裕史

1. 犯罪報道は「物語」として読まれていたのか？

2010年代の現在では、仕事の合間のちょっとした休憩時間や電車での移動中など、気分転換や気晴らしのための娯楽はスマートフォンでいくらでも手に入る。しかし、インターネット技術が普及するほんの20年前までは、こうした時間に娯楽を提供していたのは印刷物、それもたいていは一度だけしか読まれない新聞や雑誌といった一過性のメディアだった。こうした娯楽のための一過性のメディアは、ドイツ語圏では印刷技術が発達した19世紀に普及した。たとえば、「ビルダーボーゲン」などは、19世紀前半にはすでに一大産業に発展していた¹。その一方で、もともと政治や経済に関する客観的な報道のみを行っていた新聞にも、18世紀からは、法律や新刊書などを扱う教養記事（*gelehrter Artikel*）とやらんで、小説やアネクトド、謎々など娯楽目的の記事が掲載されるようになっていた²。

そして、人口の都市部への集中や産業の発展、検閲の部分的な廃止により、19世紀中期に新聞が大衆メディアへと発展して以降は、地域ごとの事件や事故など読者にとって身近なニュースも扱われるようになっていった³。Burger（2005）は、その当時、事件を報じる記事が、年代記と

1 Vgl. Schottenloher(1985), S.47ff.; 宇佐美（2016）, S.xif.

2 Vgl. Burger(2005), S.45; Hosokawa(2014), S.71f.

3 ドイツにおける地域密着型の犯罪報道に関しては、ハインリヒ・フォン・クライストが果たした役割が大きい。彼は1810年に、自らが編集長を務めていた『ベルリント刊』(*Berliner Abendblätter*)に事件や事故を扱う「警察レポート (Polizei-Rapport)」などの欄を設けた。これは、公営の報道機関である官報 (*Intelligenzblatt*) をのぞけば、きわめて例外的であった。Vgl. Polenz(1999), S.87ff.; Wilke(2008), S.211;

同様に過去の出来事を記録したものとしてのみ読まれていたのではなく、スリルを引き起こさせる「物語 (Erzählung)」としても読まれていた、と指摘する⁴。この点に関連して看過できないのは、18世紀末から19世紀にかけてドイツでは犯罪小説 (Verbrechensliteratur) が隆盛をほこり、また現代のドイツにおける大衆文学のなかで大きな地位をしめている推理小説 (Kriminalliteratur) が、1840年代にひとつの独立した文学ジャンルとして誕生した、という事実である⁵。

そこで、本論では、ドイツにおける犯罪小説および推理小説と関連づけながら、とくにテキスト構造に注目しつつ19世紀中期における犯罪報道を調査し、Burgerの指摘するように当時の記事が娯楽として読まれていたのかどうかを考察する。

2. ドイツにおける犯罪小説と推理小説

Nusser (1980) によれば、犯罪小説と推理小説とは、いずれも犯罪および犯罪者を中心的に扱うジャンルであるが、犯罪小説が犯行の動機や犯人の心理状態の描写に重点を置いているのに対して、推理小説においては犯行の解明 (謎解き) と犯人の処罰の描写が必須となっている。ポーの『モルグ街の殺人事件』 (*The Murders in the Rue Morgue*, 1841) が登場し推理小説というジャンルが確立する以前には、この二つのカテゴリー間には明確な線引きがされておらず、たとえば後述する E. T. A. ホフマンの『スキュデリー嬢』 (*Das Fräulein von Scuderi*, 1819) のように犯罪者の異常心理の描写が中心でありながら、一方では謎解きの要素も強い作品がある⁶。

Hosokawa (2014), S.80f.

4 Vgl. Burger (2005), S.50.

5 19世紀に推理小説が発展した点に関連して、Nusserは、当時、自然科学が発達し、科学的な捜査が可能になったことを指摘している。19世紀生まれで科学捜査を行う探偵の代表格としては、シャーロック・ホームズ (初登場作品は『緋色の研究』 [*A Study in Scarlet*, 1887]) が挙げられる。Vgl. Nusser (1980), S.78, 84ff.; Suerbaum (1984), S.30ff.

6 犯罪小説および推理小説に関する研究は、1970年代以降に盛んになってきたが、

ヨーロッパでは、犯罪者の伝記や犯罪を報道するビラがすでに17世紀から広まっており、18世紀以降に犯罪小説が隆盛を迎える土壌をつくっていた。18世紀以降、市民階級のあいだで、自らとは異なる社会層に属する犯罪者に対する関心が高まっており、たとえば、フランスの法学者ド・ピタヴァル（François Gayot de Pitaval, 1673-1743）がまとめた20巻の判例集（1734-43）は、各国の言語に翻訳され人気を博した。シラーも、人類学的視点からみて、この作品には創作物とはちがう「歴史的事実の長所」（Schiller [2002], S.450）があるとして、4巻本のドイツ語版を編集している（1792/93/95）。ピタヴァルの判例集の成功は、その後、犯罪者を市民社会の慣習や法にとらわれない自由な人々として描いたものなど、娯楽的な要素を含んだ犯罪小説の隆盛につながっていく。当時の作品の特徴は、読者の身近に起きた、実際の事件に基づいた作品が多かったことである⁷。たとえば、ドイツ最初の犯罪小説とも呼ばれるシラーの『失われた名誉ゆえの犯罪者』（*Der Verbrecher aus verlorener Ehre*, 1786）は、18世紀後半のヴェルテンベルクではよく知られていた強盗団の首領、Friedrich Schwanの人生を題材としており、さらに副題で「実話」とであると断っている⁸。もっぱら犯人の供述によって構成されるこの作品には、謎の提示も解明もない。冒頭で述べられているように、この作品の主題は犯罪者の精神的な側面（いかにして犯罪者となったか）を描くことにあり、殺人の経過こそ比較的詳細に描写されている

その定義については揺れがみられる。Vgl. Suerbaum(1984), S.12f. ホフマンの作品だけでなく、『モルグ街の殺人事件』以前にも謎解きが中心的に扱われている作品は多くあり、古いところでは、旧約聖書ダニエル書補遺に含まれるスザンナの物語などが挙げられる。『モルグ街の殺人事件』が推理小説の元祖とされるのは、それまでの作品では部分的にしか扱われてこなかった現代の推理小説に典型的とされる要素を、ほぼすべて取り入れているからである。Vgl. Moritz(1980), S.95, 102; Nusser(1980), S. 1 ff., 86, 89f.; Suerbaum(1984), S.161.

7 Vgl. Nusser(1980), S.85; Suerbaum(1984), S.32f.; Dann(2002), S.926.

8 「実話」と称してはいるが、シラーは犯人の氏名（作中ではChristian Wolf）だけでなく、犯罪歴も変えている。Schwanは二度殺人を犯しているが、シラーは、最初の偶発的な殺人以降は、二度と殺人は犯さなかったことにしている。Vgl. Moritz(1980), S.95; Fix(2005), S.773f.; Schiller(2005), S.45, 48, 60.

ものの、強盗団の首領となってからの犯罪については、「ただ忌まわしいだけのことで、そこから読者が教わることはなにもない」(Schiller [2005], S.60) として記述を避けている⁹。また、ドロステ=ヒュルスホフの『ユダヤ人のブナの木』(Die Judenbuche, 1842) も実話に基づいた創作であり、作者は結末部で、真犯人の発見を「1788年の9月に実際におきたこと」(Droste-Hülshoff [2006], S.143) と記している¹⁰。推理小説においては、(1) 殺人事件などの恐ろしい謎が提示され、(2) 容疑者と探偵役が登場して捜査が行われ、(3) 論理的に謎が解明されるという構造がある。その際、探偵役によって謎が解明されるまでは、読者に謎を解明されないように、解明に必要な情報が(「ワトソン役」などの視点を通して)限定的に、あるいは別の解釈も可能な形で提示される¹¹。テキスト構造の点からみれば、シラーの上述の作品にくらべて、『ユダヤ人のブナの木』は推理小説と呼べなくもない。この作品では2つの殺人事件がおき、それぞれ容疑者(ジーマンとフリードリヒ)と探偵役(書記官と領主)が登場する。また、森林監督官の殺害に際しては殺害に使用された凶器や容疑者のアリバイがとりあげられ、ユダヤ人の殺害に際しては読者をミスリードする別の容疑者が登場する。物語の結末部では、首吊り死体で発見された自称ヨハネスがフリードリヒであり、彼は罪人であった、と領主が断定する¹²。ドロステ=ヒュルスホフも、読

9 Vgl. Schiller(2005), S.45, 53f.

10 シラーと同様に、ドロステ=ヒュルスホフも実際の事件を脚色している。たとえば、ユダヤ人を殺した人物の死体が発見されたのは、1788年ではなく1806年である。また、歴史上の犯人Hermann Georg Wickelhanは1764年の生まれで(小説の主人公フリードリヒは1738年生まれ)、幼くして父を亡くしたわけでもなく、兄弟もいた。また、奴隷になっていたのはトルコではなく、アルジェリアである。なお、フリードリヒが故郷に戻ってきたのが1788年のクリスマス・イブなので、死体が発見されたのは1789年の9月でなければおかしいのだが、ここでは原文のままにしておいた。Vgl. Krus(1990), S.37f., 43f., 96, 105ff., 110f.; Droste-Hülshoff(2006), S.95, 101f., 134, 137f., 143; Mecklenburg(2008), S.20ff.

11 『モルグ街の殺人事件』では、密室の謎、何語か分からない声の謎、動機の謎、残酷な殺害方法の謎が提示され、後に解明される。Vgl. Moritz(1980), S.94f.; Nusser(1980), S.34, 37; Suerbaum(1984), S.38.

12 ただし、領主が、フリードリヒをユダヤ人殺しの犯人と明言したわけではなく、

者が（推理小説を読むように）明快な謎解きを期待しつつこの作品を読むと見こしていたらしく、森林監督官の殺害事件が迷宮入りしたと述べたあとで、わざわざ「これが創作された物語であれば、読者の好奇心をこんなふうに裏切るのは不当なことだろう。しかし、これらの出来事は、すべて実際に起きたことなので、私が手を加えることはできないのだ」（Droste-Hülshoff [2006], S.122）と断り書きを入れている。この2作品は、先行研究では、犯罪者の心理を描いた犯罪小説として扱われている。一方、ホフマンの『スキュデリー嬢』は、作品の構成や登場人物の役割によって、しばしば推理小説の先駆けとみなされることがある¹³。冒頭で、宝石強盗団の一味と思わしい謎の男から装飾品を渡されたスキュデリー嬢が、その後、親方殺害の容疑をかけられた若い職人のために捜査を行い、結末部で彼を救うことに成功する。冒頭で謎を示し、読者にその解明を期待させ、結末部でその謎を解明する、というこのテキスト構造はまさに推理小説の典型であり、作中のスキュデリー嬢は「不本意な探偵役」（Reinert [1973], S.41）とみなせる¹⁴。身近におきた単一の

あくまでも、ブナの木に彫られた銘文とあわせて読むことで、読者が彼を犯人だと判断できるように書かれている。この作品では、肝心の謎解きの鍵が、それまで作中では述べられていなかったフリードリヒの傷跡と、ユダヤ人たちが犯行現場のブナの木に彫った予言めいた銘文であり、私見によれば、推理小説に要求される論理的な解明とは言いがたい。なお、この傷跡に関しては、聖書に登場するカインや、ギリシャ神話に登場するオデュッセウスと結び付ける解釈がある。Vgl. Moritz(1980), S.102ff., 105; Droste-Hülshoff(2006), S.120ff., 130ff., 143; Mecklenburg(2008), S.45, 79; Völkl(2010), S.31, 41.

13 Vgl. Nusser(1980), S.79f.; Müller-Dietz(2010), S.69, 73.

14 Reinertは、スキュデリー嬢が探偵役をつとめていなければ、容疑者も真犯人も自白しなかったはずであり、したがって彼女が事件解決に不可欠であったとみている。Vgl. Reinert(1973), S.40ff. ただし、この作品を推理小説とみなすか、18世紀末に流行し、推理小説の先駆けともなった恐怖小説（Schauerroman）とみなすかについては議論がある。推理小説とはみなせないとする理由としては、とりわけ、この作品の謎解きが探偵役によってではなく、容疑者および真犯人の自主的な供述によって行われており、また、その供述がなければ謎解きに必要要素（隠し通路など）が読者に提示されないという点が挙げられる。Vgl. Konzog(1964), S.1, 4 ff.; Reinert(1973), S.36ff.; Nusser(1980), S.79f., 86f.; Hoffmann(2002), S.44ff., 49, 66ff.

事件を題材とした上述の2作品とは少し異なるが、この作品もまた、実際におきた事件を基にして書かれたものである。ホフマンは、ピタヴァルの犯罪記録などから複数の事件を取り入れて、1680年ごろのパリにおける犯罪を描き、また、上述の2作と違い「実話」だとは主張していないが、複数の歴史上の人物を物語の中心にすえることで、物語の史実性を強調している¹⁵。

3. 19世紀中期における娯楽記事と犯罪報道

3.1. 新聞における娯楽記事

本論では、19世紀中期における犯罪報道を調査するために、Hosokawa (2014) において作成したコーパス (129,416語) を使用した。これは、1850/51年にドイツ語圏で刊行された新聞6紙のニュース記事をデジタル化したものである¹⁶。同コーパスに含まれる新聞のなかで、もっとも娯楽性が高いと考えられるのは、ライプツィヒ版『絵入り新聞』 (*Illustrirte Zeitung* [= IZ], 1843-1944) で、大衆向けの安価な新聞だったが、図版を多く取り入れており、当時としては異例の人気新聞であった。『絵入り新聞』では、ニュース記事を彩るさまざまな図版だけでなく、流行作家が作詞した楽譜 (IZ 4.1.1851. S.12) や詰めチェス (ebd. S.14) などが掲載され、読書能力のそれほど高くない読者でも楽しめるように工夫されていた¹⁷。もっとも、犯罪報道に関しては、以下のよう

15 この作品に取り入れられた事件の中でも著名なのは、連続毒殺犯として著名なド・ブランヴィリエ侯爵夫人 (Marquise de Brinvillier) の事件である。当時のパリで起きた毒殺事件の念入りな描写は、作品の歴史性を印象付けるだけでなく、犯人逮捕にいたった警察機構の手腕をあらかじめ描いておくことで、その後の宝石強盗事件での彼らの失敗を際立たせている。Vgl. Konzog (1964), S. 2; Hoffmann (2002), S. 8 ff.; Müller-Dietz (2010), S.76ff.

16 Vgl. Hosokawa (2014), S.29.

17 この新聞の商業的な成功を受けて、ヴィルヘルム・ブッシュが活躍した『ピラ』 (*Fliegende Blätter*, 1845-1944) など、ドイツ語圏でもイラスト紙が普及していく。Vgl. 宇佐美 (2013), S. 3 f.; Hosokawa (2014), S.72ff.; 宇佐美 (2015), S.147.

にあるていど分量のある記事においても、もっぱら客観的な事実だけを簡潔に述べている。

- 1) 被告人席についていたのが市民の間でかつて名声のあった男であったため、ミュンヘンにおいて12月21日に行われた陪審裁判所の審議には、多くの人が訪れた。製紙業者 Karl Joachim は、相当あった自らの、そして持参金として手にいれた資産を、贅沢と不品行によって使い果たし、詐欺を行う目的から、多額の借金を抱えながらも所有していた小さな家に、自らの情婦と一申し立てによれば、自らの14歳になる息子も一放火した。Joachim は死刑、女性は無期懲役、少年は無罪を言い渡された。(IZ 11.1.1851. S.10)

その一方で、1851年当時は市営の新聞だった『新フライブルク新聞』(*Neue Freiburger Zeitung* [= FZ]. 1784-1943) は、元々は官報であり、客観的な報道に重点を置いていたが、「雑報 (Verschiedenes)」欄では読者を獲得するために娯楽性のある記事もしばしば掲載していた¹⁸。たとえば、狂犬病にかかった若者が苦しみから逃れるために自殺した際の「心臓の張り裂けるような光景 (ein herzerreißender Anblick)」(FZ 5.1.1851. S.2) を描写したり、有名な説教師についての滑稽なアネクドットを掲載していた (FZ 8.1.1851. S.2)。また、同紙の犯罪報道には、後述するように、明らかに記者の主観が込められている記事もある。調査した6紙のうち、事件報道に関してもっとも力を入れていたと思われるのは、『ウィーン劇場新聞』(*Wiener Theaterzeitung* [= WZ]. 1806-1860) で、出版人のアドルフ・ボイアーレ (Adolf Bäuerle, 1786-1859) が劇作家でありユーモア作家でもあったためか、この新聞による犯罪報道は後述するように「物語」として読めるものがしばしばみられる。また同紙の娯楽性としては、文芸批評や小説が掲載されていただけでなく、風刺画や流行のファッションを描いた図版を付録としてつけていた¹⁹。そこで、

18 Vgl. Hosokawa(2014), S.70ff.

19 同紙は50年あまりの間に21回も改名しており、コーパスに含まれる号でのタイ

次節では、『ウィーン劇場新聞』の記事を中心に、犯罪報道のテキスト構造を考察していく。

3.2. 犯罪報道のテキスト構造

事件の報道が「物語」として読まれている一例として Burger が挙げているのは、1863年の『新チューリッヒ新聞』に掲載された、以下の記事である。記事のテキスト構造は、(1) 事件の概要と記者の評価(「ぞっとする殺人」)、(2) 事件の経過(過去の出来事)、(3) 事件後の展開(現在の出来事)となっている。事件そのものの記述は時系列にそったものであり、とくに工夫は感じられない。しかし、冒頭で示される事件の概要が読者のスリルを喚起し、また、事件の経過の記述に際しては、時間の副詞 „jetzt“ を用いて臨場感を演出している。たしかに、Burger の指摘どおり、こうした報道が犯罪小説のような「物語」として読まれていた可能性があるといえるだろう。

- 2) バーデンのイシュタインにおいて、ぞっとする殺人 (ein grauenerregender Mord) が行われた。17年前、とても貧しい両親が、教育を受けさせるために、一人娘をあるイギリス人家族のもとに預けた。両親はその後、いっさい娘の運命については知らなかった。前年12月24日、クリスマス・イブに、1人の女性がイシュタインに来て、市長に自らがその娘であると告げた後、両親のところへ行き、身元を明かさなまま一夜の宿を求めた。彼女は、5フランを払う約束で、納屋に泊まった。老女は、その女性が大金を所持していることに気づいたので、客を殺害することを夫に提案した。夫が関知しなかったので、妻は彼を遠ざけようとし、ブランデーを取りにいかせた。今や (Jetzt)、老女は、その若い女性に飛びかかり、その喉を切り

トルは „Wiener allgemeine Zeitung“ である。ここでは、より一般的と思われるタイトルで表記した。なお、あまりに頻繁に改名しているため、出版人の名前をとって „Bauerles Theaterzeitung“ と呼ばれることもある。Vgl. Hosokawa (2014), S.78ff.

裂いた。クリスマスに両親を驚かせようと思い3～4万フランを所持していた自らの娘を、彼女は殺したのである。夫は狂気におちいり、殺人を犯した女は牢獄に入っている。(Neue Züricher Zeitung, 8.1.1863. Zit. nach Burger [2005], S.50)

コーパスに含まれる犯罪報道のほとんどは数行しかない短報であり、事件の背景どころか事件そのものの内容についてさえ満足な情報がない場合も多い²⁰。しかし、ごく簡素な短報においても以下の記事のように「容疑者」について報道しているケースもみられる。「ドミニコ会の教区教会の祭壇から金メッキの新しい天使像が2体盗まれた。窃盗の容疑がかけられているのは、祭壇の前で長時間祈っていた女性である」(WZ 3.1.1851. S.4) こうした記事が、どのていど読者からの通報による容疑者の確保につながったのかは定かではないが、真犯人をつきとめたいという推理意欲を喚起させられた読者もいたと考えられる。そして、あるていど分量のある犯罪報道では、以下に挙げる記事のように、(1) 事件の概要と記者の評価(「恐ろしい出来事」)、(2) 事件の経過、(3) 事件後の展開という Burger が挙げた例と同じテキスト構造がみられる。この記事でとくに興味深いのは、大量殺人を犯した犯人について、その若さ(「まだ39歳」)と心理状態(「まったく冷静かつ無関心」)をわざわざ記載していることである。ここに、犯罪小説の読者と同じ嗜好を持つ人々の期待に応えようという、記者の意図を読みとることも可能だろう。

- 3) フランスのオート＝ソーヌの陪審裁判において、恐ろしい出来事(eine schreckliche Begebenheit)の審理が行われた。1849年に、グレーでコレラが猛威をふるった。しかし、ある家族の若い夫婦が食後に具合が悪くなり、数時間以内に死亡したときには、すでに1ヶ月前からコレラは沈静化していた。人々は初め、またコレラかと考えたが、被害者の一人である Bourgoing がそ

20 短報の例としては、以下のようなものがある。「数日前にLarochejaquelein侯爵を狙ったとされる、不可解な殺人未遂事件が話題になっている」(Deutsche Reform, 2.1.1850. S.3)

の晩、死ぬ前に、毒をもられたらしいと述べ、義父の Briot とその（二番目の）妻の犯行だとみなした。[…] Briot の妻は、彼らの利害にとって障害になるような人物を砒素で殺害してきたのだ、とすべての犯行を認めた。しかし、Briot 夫人はこの自白のあと、牢獄で首をつり、判決を受けることはなかった。同様に犯行への関与を認めた Briot も、ガラス片で動脈を切って自殺しようとした。しかし、彼の方は、その行為を阻止された。42名の証人により、彼には、死刑執行人の手による死が判決として下された。彼は、死衣を着、素足で、黒い覆いで頭をおおわれて、刑場に行かなければならない。Briot は、まだ39歳で（erst 39 Jahre alt）、この判決をまったく冷静かつ無関心に（mit größter Ruhe und Gleichgültigkeit）聞いていた。（WZ 1.1.1851. S.3）

その一方で、犯罪者の心理への関心からではなく、ブラック・ユーモアとして事件を紹介しているかのような記事もある。まるで冗談のような事件の経過そのものの特殊性もそうだが、直接あるいは間接引用によって当事者の発話を取り上げて臨場感をかもしだしている点、俗語表現（„Fersengeld geben“）を取り入れている点などが、犯罪報道の娯楽性という観点からみて興味深い²¹。こちらの記事も、テキスト構造としては、（1）事件の概要と記者の評価（「嘆かわしい事件」）、（2）事件の経過、（3）事件後の展開という構成である。

- 4) ハンガリー上部のとある県の村落で、グラーツ新聞の通信員によるベストからの通信によれば、ある製粉業者が警官によって射殺されたが、そのどちらにもまったく罪がないという、嘆かわしい事件（der beklagenswerthe Vorfall）がおきた。その製粉業者は、夕方に友人である同地の宿屋の主人のところへ行き、ワインをボトル半分ほど飲み、夜になって帰る際に、支払うだ

21 もっとも、事件現場の表記が曖昧であることや、わざわざ他紙の通信員からの情報だと断ってあることから、事件そのものが捏造されたものかもしれない。

けの所持金がないのでツケにしてほしい、と冗談を言った。主人もこの冗談にのって、担保がなければその要求は受け入れられないと言い、そのうえ、古い友人であり常連客でもあるその男の帽子を奪った。製粉業者は、笑いながら銅製の底のふかい鍋をとり、それでもなんとか言いつつ、それを頭にかぶって食堂から出ていった。この冗談はその場にいた客たちにうけ、ほかの者たちも加わった。みな立ち上がり、主人を先頭に「どろぼうだ！ どろぼうだ！」と叫び、わめき、怒鳴りながら、ずらかる（*Fersengeld gebend*）製粉業者を追いかけた。不運なことに、巡回中だった一人の警官が、逃走中の窃盗犯と思われる男と出くわし、規則どおりその男に呼びかけたが、逃亡者が3度目の呼びかけにも応じなかったため、発砲した。銃弾はあまりにもうまく命中し、致命傷をおった製粉業者は数時間後に息をひきとった。みなが驚いたことは、容易に想像できる。また、義務を果たしただけであるとして、誰もがその警官を支持した。（WZ 5.1.1851. S.1）

3.3. 兄弟間の争いを報じた記事の構造比較

カインによる「兄弟殺し」²²のような兄弟間の争いというテーマは、1850年ごろの新聞読者にとって関心が高かったらしく、複数の異なる事件を報じた記事がコーパスに含まれている。そこで以下に、複数の記事の構成を比較することで、各記事の娯楽性を考察してみたい。

兄弟間の争いを扱った短い記事としては、「先月29日、Gabrija 出身の Andreas Koschar は、8歳になる自分の兄弟 Joseph の喉をナイフで切り、逃走した」（WZ 4.1.1851. S.1）といった、犯行内容のみを報じた25語の短報がある。その一方で、長い記事としては、たとえば、『教養ある読者のための朝刊』（*Morgenblatt für gebildete Leser* [= ML] . 1807-1865）に載った「憎みあう二人の兄弟（Zwei feindliche Brüder）」とい

22 旧約聖書「創世記」第4章参照。

う見出しがついた記事は、724語もある²³。この記事の構成は、(1) 記者がこの事件について報じようと思った理由、(2) 事件と裁判の概要、(3) 事件の背景、(4) 裁判の経過と兄弟の和解、(5) 記者の主張となっており、上述の「物語」的な犯罪報道よりも複雑である。もっとも、この記事は犯罪報道としてではなく、むしろ、キリスト教的な訓話として、事件に基づきつつも明確に「物語」として執筆されたように思われる。

- 5) これまでにも何度か本紙に展示してきたように、私はまた、テミス〔掟の女神〕の神殿からささやかな絵画を持ってきた。その絵には、とても暗い影が見えるが、きわめて好ましい光線も見てとれる。[...] 昨年のクリスマスの直前、とあるライン地方の裁判所の法廷に、分別盛りをとうに過ぎてもお憎みあう2人の兄弟が現れた。彼らは長年憎みあっており、このときの法廷ほど2人が互いの近くに立つのはいつ以来のことなのか、誰にも分からないほどだった。いや、そうではない。その少し前、激しい乱闘をしていたときは、もっと近くにいた。まさにその荒っぼいつかみ合いのせいで、2人は法廷に立つことになったのだ。[その後、遺産として相続したそれぞれの土地を巡って、兄弟が憎みあうようになったこと、自分の耕地を侵害されたと思い込んだ男が、自分の兄弟に殴りかかったことが述べられる]それが起訴と法廷への召喚という結果となり、自衛権を行使した男には、法で定められたところによれば、数日間の入牢が命じられることになった。見よ、このとき、事態は法廷の前で独特の変化をみせたのである。襲撃され怪我を負った男は、まもなく始まるクリスマスのことを思いおこし、この恩寵と平安、喜びを記念する日々を、自分の兄弟が牢獄で過ごさな

23 調査した6紙においては、ほとんどの記事が、その記事で扱われる国やテーマごとにまとめられて共同の見出しがつけられている。そのため、この記事のように、単独の事件だけを扱った記事に独自の見出しがついていることは、極めてまれである。Vgl. Hosokawa (2014), S.93.

くてはならない、ということに良心が痛んだ。そのため、彼は裁判所に直接、また弁護士を通じて強く、自分の兄弟の刑を軽くするように、自由刑にしないように、と懇願した。そして、この願いは印象を与えずにはおかなかった。犯行を認めていた被告は、法で許される最低額の罰金で釈放された。この出来事の美しさは、しかし、この法廷の場面だけではない。むしろ、その直後におきた憎みあう兄弟の完全なる和解の方が、より美しい。もし、聖なる日が間近でなかったならば、この結果はおそらく違ったものになっていただろう。このように、クリスマス・ツリーの灯火は、はっきりと、その明るくやわらかい光を2つの心と2つの家族に投げかけ、ひどく醜い闇を追い払ったのである。[…] (ML 17.1.1851. S.3f.)

また、同じ「兄弟殺し」を報じた同程度の分量の記事が、異なる2紙に掲載された例が1例だけみられた。以下に挙げる『ウィーン劇場新聞』(例6、178語)と『新フライブルク新聞』(例7、218語)の記事がそれで、それぞれ構成に工夫がみられる。この事件は、被害者である弟が兄(および両親)を救おうとして偽証したことが、当時の人々の関心をとくに集めたのかもしれない。

- 6) ダルムシュタットの陪審員は、今月23日、兄弟を殺害したネッカー河畔のヴィンプフェン出身の Fr. Lothhammer、25歳に対して判決を下した。血なまぐさい事件 (die blutige That) の動機は、ありきたりの嫉妬 (gewöhnliche Eifersucht) ではなく、弟のほうがりより両親から愛されているということに対する羨望 (Neid) であった。この激情 (Leidenschaft) のため、兄弟間ではすでにしばしば激しい争いが起きていたが、その際、穏やかな人間 (ein sanfter Mensch) である弟のほうは、もっぱら身を守るばかりであった。当日の朝、まだベッドに横になっていた彼は、自らのカイン (sein Kain) によって突然、罵られた。激しい争いになり、異常な兄 (der unnatürliche Bruder) は刃物を持ち出し、母親が父親に助けを求めたときには、もう、犠

犠牲者は血の海に (in seinem Blute) 倒れていた。被害者は9日後に死亡したが、それ以前に審問に答え、自分で傷をつけたのだと偽証していた。自らの高貴な弟 (sein edler Bruder) に許された犯人は、犯行が知れ渡る以前に逃走した。このようにして、不幸な両親 (die unglücklichen Eltern) は、一度に2人の息子を失ったのである。—彼がいまだに自首していないため、法廷は欠席裁判によって懲役13年の判決を下した。(WZ 3.1.1851. S.1)

- 7) 市民の息子である Franz および Friedrich Lothhammer の兄弟は、たえず争いながらヴィンプフェンに暮らしていた。25歳の若者である前者は、両親からひいきにされているという思い込みから、21歳になる弟に嫉妬していた (eifersüchtig)。1849年の12月に、この「憎みあう兄弟 (feindselige Brüder)」は激しい言い争いをおこし、それが犯行につながった。激情 (Leidenschaft) になられ、兄は弟を刃物で数回刺した。背中への一刺しが致命傷となり、弟は9日後に死亡した。被害者は血まみれになり (im Blut gebadet)、その場で死を覚悟し、兄に手をさしのべて彼を許し、逃げるようにと警告した。そのような高貴な心 (solcher Edelmut) に打ちのめされ、後悔にさいなまれながら (verfolgt von Reue)、犯人はすぐに逃走した。出頭命令に応じなかったため、昨年12月23日に欠席裁判が行われた。検事は、殺人罪による12年の懲役刑を求刑した。裁判所は13年の判決を下し、この判決内容を『ダルムシュタット新聞』および『上級郵便新聞』に掲載することを指示した。もしも、被告が自首していたならば、この公判は心理的な関心 (ein hohes psychologisches Interesse) をかなり集めたことだろう。致命傷を受けた被害者は、かろうじて審問に答えることができた。彼は、兄弟愛と親子愛 (Bruder- und Sohnesliebe) に満ちており、不慮の事故で傷をおったのだ、と証言していた。(FZ 4.1.1851. S.2)

『ウィーン劇場新聞』の記事は、(1) 事件の概要、(2) 事件の経過と記者の評価 (「血なまぐさい事件」)、(3) 事件後の展開という構成で

あり、すでに紹介した犯罪報道と同じだが、事件の当事者を対照的に表現し（「激情」にかられた「異常な兄」と「穏やかな人間」）、「自らのカイン」によって「高貴な弟」が殺されたことを強調している。また、記事の最後では、同時に2人の息子を失った「不幸な両親」にも言及しており、この事件の悲劇性を際立たせている。その一方で、殺害の動機についても、冒頭部で「ありきたりの嫉妬」ではないと述べており、犯罪小説と同様に、犯罪者の心理に対する関心がみられる。『新フライブルク新聞』の記事は、(1) 事件の経過、(2) 事件後の展開、(3) 記者の評価（「心理的な関心を集めたことだろう」）という構成であり、冒頭で事件の概要が示されておらず、また、記者の評価が一番最後に置かれている。『ウィーン劇場新聞』の記事とは違い、この記事では、事件の経過を述べる際に、兄と弟の対比には重点が置かれておらず、むしろ、(逃亡中であり取材できないはずの) 兄の心理状態を入念に描写している（「高貴な心に打ちのめされ、後悔にさいなまれながら […] 逃走した」）。犯罪者の心理への関心は、この記事の結末部で触れられる、弟の偽証を兄が知ったらどのような心理になるのか、という問いへの関心にもつながっている。両記事を比較してみると、『ウィーン劇場新聞』の記事では、Burgerの指摘した「物語」的な犯罪報道と同じ構成を用い、兄と弟を対比させつつ家庭の悲劇を強調しているのに対し、『新フライブルク新聞』の記事では、この構成を崩し、記者の評価を最後に置くことで、とりわけ犯罪者の心理への関心を強調している、といえるかもしれない。いずれにしても、両記事はともに、読者に客観的な事実を伝えるだけでなく、犯罪小説のような娯楽性を提供している。

4. おわりに

以上にみてきたように、犯罪小説が人気を集め、推理小説が生まれつつあった19世紀中期においては、Burger (2005) が指摘したように、「物語」的な娯楽性のある犯罪報道が確かにドイツの新聞に掲載されていた。もっとも、(一般人による地域的な) 犯罪自体が、当時ようやく新聞で報じられだしたばかりであり、ましてや、娯楽性を発揮できるほど分量のある記事は、報道記事の中ではごく少数に過ぎない、という点に留意

する必要があるだろう。今回の調査では、19世紀中期におけるドイツの新聞が、犯罪報道によって（も）娯楽を提供していたことを明らかにしたが、これは当時の新聞が果していた機能としては、あくまでも周遍的なものであった。

本論では Burger (2005) の指摘を足がかりとして犯罪報道のみを扱ったが、冒頭で触れたように、当時の新聞は（より多くの読者を獲得するために）多種多様な記事を通じて読者に娯楽を提供していた。犯罪報道以外の記事における娯楽性の調査を、今後の課題としたい。

参考文献一覧

- Burger, Harald: *Mediensprache*. 3. Aufl. Berlin/New York, 2005.
- Dann, Otto: Merkwürdige Rechtsfälle als ein Beitrag zur Geschichte der Menschheit. Nach dem französischen Werk des Pitaval. In: Friedrich Schiller: *Werke und Briefe*. Bd.7. Berlin, 2002, S.926-930.
- Droste-Hülshoff, Annette v.: Die Judenbuche. In: Albert Meier (Hg.): *Deutschland erzählt Realismus*. Frankfurt a. M., 2006, S.95-143.
- Faulstich, Werner: *Die bürgerliche Mediengesellschaft (1700 -1830)*. Göttingen, 2002.
- Fix, Peter: Verbrecher aus Infamie. In: Schiller, Friedrich: *Erzählungen*. Berlin, 2005, S.773-782.
- Hoffmann, E. T. A.: *Das Fräulein von Scuderi. Erzählung aus dem Zeitalter Ludwig des Vierzehnten*. Stuttgart, 2002.
- Hollmann, Wolfgang: *Alte deutsche Zeitungen. Bilder und Gestalten aus der Frühgeschichte des deutschen Zeitungswesens (1600-1800)*. Leipzig, 1937.
- Hosokawa, Hirofumi: *Zeitungssprache und Mündlichkeit. Soziopragmatische Untersuchungen zur Sprache in Zeitungen um 1850*. Frankfurt a. M., 2014.
- Kanzog, Klaus: E. T. A. Hofmanns Erzählung „Das Fräulein von Scuderi“ als Kriminalgeschichte. In: *Mitteilungen der E. T. A. Hoffmann-Gesellschaft*. 11.Heft, 1964, S.1-11.
- Krus, Horst-D.: *Mordsache Soistmann Berend. Zum historischen Hintergrund der Novelle „Die Judenbuche“ von Annette von Droste-Hülshoff*. Münster, 1990.
- Mecklenburg, Norbert: *Der Fall Judenbuche. Revision eines Fehlurteils*. Bielefeld, 2008.
- Müller-Dietz, Heinz: E. T. A. Hoffmanns Erzählung „Das Fräulein von Scuderi“ im (straf-) rechtsgeschichtlichen und kriminologischen Kontext. In: E. T. A. Hoffmann: *Das Fräulein von Scuderi. Erzählung aus dem Zeitalter Ludwigs des vierzehnten (1819)*. Berlin/ New York, 2010, S.69-96.
- Nusser, Peter: *Kriminalroman*. Stuttgart, 1980.
- ポー、エドガー・アラン (1997) 『モルゲ街の殺人事件』(佐々木直次郎訳)、新潮社、

- 1997年。
- Polenz, Peter von: *Deutsche Sprachgeschichte vom Spätmittelalter bis zur Gegenwart*. Bd.3. Berlin/New York, 1999.
- Reinert, Claus: *Das Unheimliche und die Detektivliteratur. Entwurf einer poetologischen Theorie über Entstehung, Entfaltung und Problematik der Detektivliteratur*. Bonn, 1973.
- Schiller, Friedrich: Merkwürdige Rechtsfälle als ein Beitrag zur Geschichte der Menschheit. Nach dem französischen Werk des Pitaval. In: ders.: *Werke und Briefe*. Bd.7. Berlin, 2002, S.449-452.
- Schiller, Friedrich: Verbrecher aus Infamie. In: ders.: *Erzählungen*. Berlin, 2005, S.45-66.
- Schottenloher, Karl: *Flugblatt und Zeitung*. München, 1985.
- Suerbaum, Ulrich: *Krimi. Eine Analyse der Gattung*. Stuttgart, 1984.
- 宇佐美幸彦「19世紀中葉におけるグスタフ・キューン社発行の文学的テキスト付きビルダーボーゲンについて」、関西大学独逸文学会『独逸文学』第55号、2011年、1-34ページ。
- 宇佐美幸彦「カスパー・ブラウン、フランツ・フォン・ポッツィとミュンヘン・ビルダーボーゲン」、関西大学独逸文学会『独逸文学』第57号、2013年、1-51ページ。
- 宇佐美幸彦「ヴィルヘルム・ブッシュとビルダーボーゲン」、関西大学独逸文学会『独逸文学』第59号、2015年、147-184ページ。
- 宇佐美幸彦『ビルダーボーゲンの研究』、関西大学出版部、2016年。
- Völkl, Bernd: *Lektüreschlüssel. A. von Droste-Hülshoff. Die Judenbuche*. Stuttgart, 2010.
- Wilke, Jürgen: *Grundzüge der Medien- und Kommunikationsgeschichte*. 2. durchgesehene und ergänzte Aufl. Köln u. a., 2008.

Kriminalnachricht als Unterhaltung

Eine Seite der deutschen Zeitung in der Mitte des 19. Jh.

Hirofumi HOSOKAWA

Durch das 19. Jh. vermehrte sich der (lokale) Kriminalbericht in der deutschen Zeitung, während das Zeitungswesen im deutschsprachigen Raum auf dem Weg zum Massenmedium war. Burger (2005) weist drauf hin, dass der Kriminalbericht der Zeitung in der Mitte des 19. Jh. nicht nur als eine nüchterne Information, sondern auch als eine unterhaltende Erzählung gelesen wurde, wie die Verbrechensliteratur, die seit dem Ende des 18. Jh. wegen des wachsenden psychologischen Interesses am Verbrecher im deutschsprachigen Raum ihre Blütezeit genossen hatte.

Nach den vorliegenden Arbeiten wird der Kriminalroman hauptsächlich aus drei Elementen konstruiert, und zwar 1) das schauerhafte Rätsel, 2) die Untersuchung des Verdächtigen durch den Detektiv und 3) die logische Auflösung des Rätsels. Bis zur Mitte des 19. Jh. gab es aber noch keinen Kriminalroman im heutigen Sinne und in der damaligen Literatur, die das Verbrechen behandelt, legt der Autor den Schwerpunkt nicht auf die Auflösung des Rätsels, sondern auf die geistige Lage des Verbrechers.

Die untersuchten damaligen Kriminalberichte in 1850/51, die meistens kurz und inhaltsarm sind, schildern normalerweise eher sachlich das Verbrechen. Manchmal finden sich aber auch lange Berichte, in die der Zeitungsschreiber auch anreizende und grausame Darstellungen des Verbrechens sowie subjektive und moralische Kommentare über die geistige Lage des Verbrechers einsetzt. Solche Berichte können als ein Beispiel dafür betrachtet werden, dass der damalige Kriminalbericht auch als eine unterhaltende Erzählung gelesen wurde, wie die zeitgenössische Verbrechensliteratur.